

## 申込みから貸付けまで

申込み	申込み先	申込みは在学する中学校等で行います。学校で「東京都育英資金貸付予約申込書」などを受け取り、必要書類をそろえて申し込んでください。
	申込み期間	5月下旬から各学校が定める期間内です。早めに各学校にお問い合わせください。
候補者選考	選考の基準	申込者の勉学意欲と、申込者の属する世帯の収入等を選考の基準とします。
	結果の通知	奨学生選考委員会を経て、11月上旬に学校を通じてお知らせします。 ※採用者数は予算の範囲内で決定します。予約募集の選考から漏れた方も、進学後の育英資金奨学生の募集に再度申し込むことができます。
進学先確認 正式採用	進学先と振込口座の届出	採用候補者として登録された方は、来年2月頃に、中学校等を通じて進学先及び振込口座を届け出ていただきます。
	在学・住所確認	私学財団から進学先の学校へ採用者の在学・住所確認を行います。 高等学校又は専修学校高等課程への進学確認後、奨学生として正式に採用決定します。
貸付け	振込み	採用者には来年5月中旬に4月・5月の2か月分の奨学金をまとめて預金口座に振り込みます。6月以降は、原則として毎月振り込みます。

## 類似制度のご案内

対象、条件など詳しいことについては、各問い合わせ先にご相談ください。

- 国の教育ローン  
日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫） 教育ローンコールセンター ☎0570-008656
- 日本学生支援機構（旧日本育英会）【高等専門学校予約あり】 在学または日本学生支援機構 ☎0570-666-301
- 交通遺児育英会【高校予約あり】 公益財団法人交通遺児育英会 ☎03-3556-0773
- あしなが育英会【高校予約あり】 あしなが育英会 ☎0120-77-8565
- 東京都看護師等修学資金 東京都福祉保健局医療政策部医療人材課 ☎03-5320-4444
- 東京都母子福祉資金・父子福祉資金（修学資金） 住所地の各区市・支庁の相談窓口又は福祉事務所等
- 女性福祉資金（修学資金） 住所地の各区市・支庁の相談窓口又は福祉事務所等
- 生活福祉資金（教育支援費） 住所地の社会福祉協議会
- 区市町村の奨学金制度【一部で高校予約あり】 住所地の各区市町村窓口

「東京都育英資金」と他の貸付金との併用（給付制のものや、保護者が借り受けるものを除く。）はできません。

### 東京都育英資金との併用が可能な制度

- 私立高等学校等授業料軽減助成金
- 高等学校等就学支援金
- 高等学校等奨学給付金  
（私立学校）東京都私学就学支援金センター  
☎03-5206-7925（受付9：15～17：00）  
（国立・公立校）進学予定の学校

- 私立高等学校等入学支度金貸付制度  
入学先の学校又は東京都私学就学支援金センター  
☎03-5206-7925（受付9：15～17：00）

個人情報保護について  
申込みの際に記入していただいた個人情報については、奨学金の貸付け及び返還業務においてのみ使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。また、保管している個人情報は、関係法令等に基づき厳重に管理します。

### 東京都育英資金のお問い合わせ

# 東京都育英資金の 予約募集

平成31年4月に、高等学校、専修学校高等課程に進学を希望する中学3年生と保護者の皆さんへ

## 奨学金(無利子)の貸付

東京都育英資金の予約募集は、平成31年4月に高等学校又は専修学校高等課程に進学後、勉学に必要な学資金の一部（奨学金）を速やかに借りることができるよう、**進学前にあらかじめ採用候補者として登録しておく制度**です。

この制度は、保護者にお貸しするものではなく、生徒本人に直接お貸しするものです。借り受けた本人（生徒）は、貸付終了後に必ず返還しなければなりません。

この貸付事業は、東京都の条例に基づき、平成17年度の新規貸付分から（公財）東京都私学財団が運営しています。

あなたのやる気をお支えします！

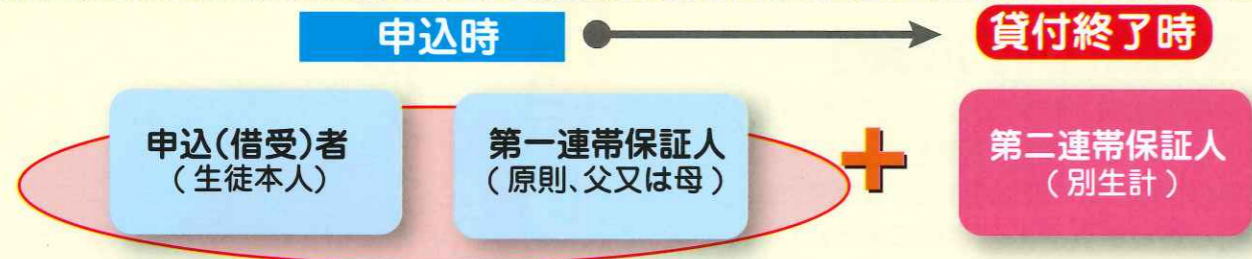




## 申込みできる方

1~7のすべてに該当し、在学校の校長が推薦する方です。

- 1 申込者とその保護者（税法上の扶養者）が、都内に住所を有していること。
- 2 申込者が、中学校の第3学年に在学していること。
- 3 高等学校又は専修学校高等課程へ進学を希望していること。  
（高等専門学校は対象となりません。）
- 4 申込者に勉学意欲がありながら経済的理由により、修学が困難であること。  
（収入・所得の制限あり。）
- 5 同種の貸付金（給付制のものや、保護者が借り受けるものを除く。）を他から借り受けないこと。  
（東京都育英資金と他の貸付金との併用はできません。）
- 6 日本国籍がない場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。
- 7 申込時に、第一連帯保証人（原則として申込者を扶養する父又は母）、貸付終了時に、以下の要件をすべて満たした第二連帯保証人を立てられること。  
ア．父又は母でないこと。  
イ．職業を有し（借用証書提出時に限る。）、独立の生計（別生計）を営んでいること。  
ウ．未成年でないこと。  
エ．貸付けを終了した日において、満65歳以下であること。



※第二連帯保証人が立てられない場合は、お貸しした総額を即時に一括返還していただきます。

※ 申込書記入の際には、「東京都育英資金の予約募集」申込みのしおりをよく読んでください。

## 年収・所得の上限額

下表の「年収・所得の上限額」はあくまで目安です。世帯の家族構成等の事情により増減します。

■平成29年度の例（30年度の上限額は変更になる場合があります。）

年収・所得の上限額（万円）					
3人世帯の目安		4人世帯の目安		5人世帯の目安	
給与収入	他の所得	給与収入	他の所得	給与収入	他の所得
735	292	790	330	831	359

- 「給与収入」は、給与所得世帯の上限額で、年間総収入（税込）金額（源泉徴収票等の「支払金額」）です。
- 「他の所得」は、給与所得以外の世帯の上限額で、収入金額から必要経費等を引いた金額（確定申告書等の所得金額（税込））です。
- 申込者が多数の場合は、世帯の収入・所得が上限額以下であっても、採用されない場合があります。

## 貸付けの概要と返還例

■貸付月額と返還例（平成30年度の例）

学校区分		貸付月額 (注1)	貸付期間 (注2)	貸付総額 (注2)	最長返還 期間 (注3)	年間の 返還目安額 (注4)
高等学校	国・公立	18,000円	3年	648,000円	13年	49,846円
			4年	864,000円	14年	61,714円
	私立	35,000円	3年	1,260,000円	13年	96,923円
専修学校 (高等課程)	私立	35,000円	2年	840,000円	11年	76,364円
			3年	1,260,000円	13年	96,923円

(注1) やむを得ない理由で自宅外から通学する生徒は、5,000円増額することができます。

(注2) 「貸付期間」「貸付総額」は、正規の修業年限によって異なります。

(注3) 「最長返還期間」は貸付総額により異なります。

(注4) 「年間の返還目安額」は、最長返還期間で返還計画を立てた場合の1年間の返還額です。

### 貸付期間

原則として、平成31年4月から卒業するまでの修業年限（辞退、退学等があった場合はその月まで）。

### 貸付方法

金融機関の預金口座（生徒本人名義）に原則として毎月振り込みます。

### 利子と違約金

無利子です。ただし、返還すべき期限までに返還されなかったときは、違約金が加算されます。

## 返還について

奨学金の貸付けが終了すると、返還の義務が生じます。返還金は奨学金を必要とする後輩のみなさんのために、直ちに活用される重要なものです。

- (1) 奨学金の貸付終了にあたって、「借用証書」を提出していただきます。
- (2) 「借用証書」提出時に、申込時の第一連帯保証人（父母等）とは別に第二連帯保証人が必要となります。
- (3) 貸付終了後、6か月の据置期間経過後に返還がはじまります。
- (4) 返還方法は、口座振替の方法による、年賦（年1回払い）または半年賦（年2回払い）で返還していただきます。
- (5) 大学等に進学した時は、本人からの申し出により返還を猶予することができます。また、傷病及び経済的困窮による時も、申し出により猶予できる場合があります。  
※ 大学進学等により自動的に返還が猶予されるものではありませんので、ご注意ください。
- (6) 本人が死亡、又は心身障害となり返還が困難になったときは返還免除の申し出ができます。
- (7) 教育、研究、その他特定の職業に従事したことを理由とする返還免除の制度はありません。